

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は定款第 3 条の目的を達成するため、定款に必要な事項を規定し、円滑な学会運営を推進することを目的とする。

第 2 章 正会員

(入会手続)

第 2 条 本会に入会するものは、入会申込書に必要な事項を記入の上、当年度の年会費をそえて本会事務局に申し込まなければならない。

(入会日)

第 3 条 入会日は入会承認年度の 9 月 1 日とする。

(入会の通知と承認)

第 4 条 入会の通知は、入会手続完了後本人に通知し、当該年度内の理事会で承認をえる。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には次の権利がある。

- (1) 定時総会に出席し意見を述べること。
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (3) 本会の発行する機関誌 International Journal of Hematology (I J H)、臨床血液及びその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (4) 本会の定時総会議事の要領及び議決した事項について、会告等にて通知を受けること。
- (5) 本学会ホームページの会員サイトを閲覧すること。

(機関誌等の配布)

第 6 条 当該年度の会費を納めた正会員は、その年度の 9 月から翌年 8 月に至るまでの本会機関誌の International Journal of Hematology (I J H)、臨床血液及びその他 の学術刊行物の配布を受ける。

2 新たに正会員となったものには、入会手続完了の翌月から機関誌等を配布する。

(会費滞納による正会員資格喪失)

第 7 条 会費の滞納が 3 ヶ年を超えるときは、滞納が生じた年度をもって正会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受け入れ)

第 8 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする、ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。

2 滞納により停止された期間の機関誌等の配布は受けられない。

第 3 章 賛助会員

(細則の準用)

第 9 条 第 2 条 (入会手続)、第 3 条 (入会日)、第 4 条 (入会の通知と承認)、第 6 条 (機関誌等の配布)、第 7 条 (会費滞納による正会員資格喪失)、第 8 条 (滞納会費の受け入れ) については賛助会員に準用する。

(賛助会員の権利)

第 10 条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する機関誌 International Journal of Hematology (I J H)、臨床血液及びその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告等にて通知を受けること。
- (6) 本学会ホームページの会員サイトを閲覧すること。

第4章 会費

(入会金)

第11条 本会の入会金は、無料とする。

(会員の年会費)

第12条 本会会員の年会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 16,500円 (本学会年会費 15,000円・地方会年会費 1,500円)

(2) 賛助会員 120,000円

2 上記(1)に含まれる地方会年会費は、会員勤務地の地方会年会費とする。なお、海外在住は、地方会年会費を免除する。

第5章 役員

(役員を選出方法)

第13条 役員を選出方法は、別に定める役員等選任細則に従うものとする。

(評議員の選出方法)

第14条 評議員の選出方法は別に定める役員等選任細則に従うものとする。

(役員及び評議員の定年)

第15条 役員及び評議員が任期中に65歳に達した場合は、その後に初めて開催される総会で後任の評議員が選任されるまでの任期とする。

第6章 会議

(理事会)

第16条 理事会は理事22名と理事長、副理事長、会長、監事で構成される。

(委員会)

第17条 委員会の運営は、別に定める各々の委員会細則に従うものとする。

第18条 各委員会は、委員長の判断によって必要に応じて小委員会を設けることができる。

第7章 学術集会

(学術集会)

第19条 学術集会は次の規定によって行う。

(1) 年次学術集会会長の責任で毎年1回開催する。

(2) 開催地及び開催時期は理事会において承認を得る。

第8章 国際シンポジウム

(国際シンポジウムなど)

第20条 役員は会員の要請に基づき別に定める規定に従いその目的、意義、運営方法などを明確にした企画案を事前に作成し、理事会の承認を得て開催できる。

第9章 アドバイス委員会

(アドバイス委員会)

第21条 理事会は、別に定める規則に従い、名誉会員と功労会員からなるアドバイス委員会を設置できる。

アドバイス委員会は、学会の運営に関し、理事会に助言することができる。

第22条 アドバイス委員会は総会時に定期的に開催して、学会運営に関して理事会に俯瞰的な立場に立って進言することが出来る。ただし、決定権を有するものではない。